

林野庁共済組合員の皆さまへ

被扶養者認定の収入要件の改正について

令和5年2月1日より、被扶養者認定の際の収入要件が以下のとおりとなりますので、お知らせします。

		改正後	改正前
年間 収入 額	原則	130万円未満	130万円未満
	例外	180万円未満	180万円未満
		① 国民年金法及び厚生年金法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合	① 収入の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る場合
② 60歳以上である場合	② 60歳以上で収入の全部若しくは一部が公的年金等に係る収入場合		

現在、被扶養者として認定されていない方で、上記改正後の要件に該当する場合は共済組合担当者まで、お知らせください。

※令和4年10月の適用拡大の際、共済組合制度と健康保険制度の被扶養者認定の収入要件の差異により、時限的（令和4年12月31日まで）に被扶養者となった者は、上記改正の適用が令和5年1月1日となります。